

県南広域振興局長告示第 157 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成 18 年 12 月 22 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

- 1 土地区画整理組合の名称 水沢市桜屋敷地区（第 2 期）土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 14 年 7 月 26 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 奥州市水沢区字桜屋敷の一部
- 4 事務所の所在地 奥州市水沢区大手町一丁目 1 番地
- 5 設立認可の年月日 平成 14 年 7 月 16 日
- 6 変更の内容
  - (1) 資金計画の変更
  - (2) 市町村合併に伴う所要の整理
- 7 変更認可の年月日 平成 18 年 12 月 12 日